

平成25年5月7日 産業労働局

東京都中小企業制度融資における新たな融資メニュー 「政策特別融資」の企画提案を募集します

東京都は、多様化・複雑化する中小企業の経営課題や都の政策課題等の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用し、新たな事業展開や経営改善等、中小企業の前向きな取組を支援する「政策特別融資」を創設します。

つきましては、下記のとおり融資スキームの企画提案を募集します。

◆ 募集内容

東京都中小企業制度融資の新たな融資メニューである「政策特別融資」として 実施する具体的融資スキームの企画提案

◆ 応募資格者

平成25年4月1日時点における東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

◆ 募集期間

平成25年5月7日(火)から5月24日(金)午後5時まで 応募申請書及び企画提案書を産業労働局金融部金融課へ提出してください。 (持参又は郵送にて7部、郵送の場合は24日必着)

◆ 企画提案の審査

「政策特別融資」企画提案審査委員会において、提出された企画提案書の書面審査を行った上で、提案金融機関からのプレゼンテーションに基づく審査を行います。その結果を基に東京都が取扱金融機関候補を選定し、融資スキームの詳細についての協議を踏まえ、取扱金融機関を決定します。

なお、取扱金融機関は3~5機関を目処とします。

◆ その他

詳細は、別添「政策特別融資企画提案要領」を御覧ください。

【 提出先及びお問い合わせ先 】

東京都産業労働局金融部金融課 担当:江村・佐藤

〒163 - 8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 東京都庁第一本庁舎 29 階北側 03 - 5320 - 4873 · 4876 (直通) 内線 36 - 820 · 821 / FAX: 03 - 5388 - 1464

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

政策特別融資企画提案要領

1 目的

東京都は、多様化・複雑化する中小企業の経営課題や都の政策課題等の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫やノウハウを活用し、新たな事業展開や経営改善等、中小企業の前向きな取組を支援する「政策特別融資」を創設する。

本要領は、「政策特別融資」の実施に当たり、金融機関から必要な融資スキームについての企画提案を募ることを目的とする。

2 募集内容

東京都中小企業制度融資の新たな融資メニューである「政策特別融資」として実施する 具体的融資スキームの企画提案

3 企画提案の前提条件

(1) 応募資格者

平成25年4月1日時点における東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(2) 企画提案を受ける融資スキーム

次の①から③を全て満たすもの

① 平成25年度東京都中小企業制度融資要項第1「総則」及び第6「政策特別融資(略称:政策特別)」の要件を満たすこと。

なお、融資期間及び返済方法は原則として10年以内の均等分割返済とし、融資形式は手形貸付又は証書貸付とする。

- ② 次に掲げるいずれかの課題分野の解決に資する内容であること。
 - ・ 成長産業分野育成(健康、環境・エネルギー、危機管理など)
 - 海外販路開拓支援
 - 経営基盤強化(経営安定支援、事業承継の円滑化など)
 - 創業の促進
- ③ 個別の金融機関が強みとして有する独自のノウハウや創意工夫を活用すること。

(3) 関係者の主な役割分担

【取扱金融機関】

- ① 企画提案書の作成(融資スキーム詳細の企画、調整)
- ② 融資審査、融資実行及び期中管理
- ③ 東京都及び東京信用保証協会との調整・連絡
- ④ 融資スキーム等の周知・PR及び東京都が行うプレスリリース等への協力

【 東京信用保証協会 】

- ① 保証審査及び保証
- ② 代位弁済及び求償権の行使

- ③ 東京都及び取扱金融機関との調整
- ④ 東京都に対する利用者属性や実績等の報告

【 東京都 】

- ① 融資スキームの大枠の提示 (課題分野の指定、融資条件等)
- ② 「政策特別融資」企画提案審査委員会の設置
- ③ 取扱金融機関候補の選定及び同機関との融資スキームの詳細に関する協議
- ④ 信用保証料の補助(保証料率0.2%に相当する信用保証料を補助)
- ⑤ 東京信用保証協会に対する損失補助

(4)注意事項

- ① 「政策特別融資」は、本要領に基づき融資スキームの企画提案を行い、取扱金融機関として東京都が決定した金融機関のみ取り扱うこととする。
 - また、採択された融資スキームは、3年間を目処として実施する。
- ② 本融資スキームの実施を通して得られたノウハウについては、今後、東京都中小企業制度融資に活用していくこととする。

4 企画提案書にて提案する項目(様式は自由)

(1)融資スキームの概要等

- ① 企画提案を行う課題分野とターゲット層
- ② 小規模企業者 (※) に対する特段の提案がある場合は、その内容 ※ 中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) 第 2 条第 2 項に定めるもの
- ③ 本提案が選択した分野の課題解決に資する理由
- ④ スキーム図 (関係者の役割分担を含む。)
- ⑤ 独自のノウハウや創意工夫など融資スキームの特徴
- ⑥ 融資条件(融資限度額、融資期間、想定される標準的な金利水準、融資形式等)
- ⑦ 想定される関係者のメリット、デメリット、リスク

(2) 実現性

- ① 融資目標及び積算根拠
- ② 本融資の取組体制 (組織・人員等)
- ③ 実施までのスケジュール

(3) 応募者の概要

- ① 提案金融機関の概要
- ② 企画提案を行う課題分野に関する実績

(4) 融資スキーム実施に当たり、東京都に協力を求めたい事項

5 募集スケジュール

	項目	受付期間		
(1)	質問	平成25年5月7日から平成25年5月10日 午後5時まで		
(2)	企画提案書提出	平成25年5月7日から平成25年5月24日 午後5時まで		

(1) 質問

本要領等の内容等について、下記の期間内で質問を受け付ける。

① 質問受付期間

平成25年5月7日(火)から平成25年5月10日(金)午後5時まで

② 質問方法

質問を文章にて(様式自由) E-mail 又は FAX により送付すること。 ※ 口頭による質問は受け付けない。

③ 回答方法

応募者全員に FAX にて全質問及び回答を送付する。

④ 回答日

平成25年5月14日(火)午後5時までに行う。

(2) 企画提案書の提出

① 受付期間

平成25年5月7日(火)から平成25年5月24日(金)午後5時まで

② 提出方法

受付期間内に企画提案書7部を持参又は郵送すること。

※ 郵送の場合は24日必着とする。E-mailでの提出は受け付けない。

(3)注意事項

- ① 企画提案書の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。不要となった書類は、東京都が責任をもって廃棄する。
- ③ 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- ④ 企画提案書受付期間後の追加資料提出は一切認めない。ただし、東京都が追加で要求する必要資料についてはこの限りではない。

6 取扱開始までの流れ

(1) 企画提案に基づく取扱金融機関候補の選定

「政策特別融資」企画提案審査委員会において、提出された企画提案書の書面審査を 行い、通過した提案金融機関を対象としてプレゼンテーションに基づく審査を行う。事 業目的への理解や事業効果等の観点から総合的に審査を行い、東京都が取扱金融機関候 補を選定する。

(2) 取扱金融機関の決定

「政策特別融資」として実施する融資スキームは、取扱金融機関候補その他関係機関と協議の上、法制・運用・実務面における一切の課題が解決された段階で最終決定とする。

(3)注意事項

- ① 審査結果については、採択の可否を書面で通知する。
- ② 審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ③ プレゼンテーションを行う際の審査委員会の詳細日程については、別途連絡する。

④ プレゼンテーション当日は、受付期間に提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこと。追加資料の配布は一切認めない。

◆ スケジュール (予定)

平成25年5月24日 企画提案書の提出締切

6月中旬 取扱金融機関候補の選定及び詳細協議の開始

6月下旬 取扱金融機関の決定

7月 取扱開始

7 提出先及び問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課 担当:江村·佐藤

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 29 階北側

03 - 5320 - 4873 · 4876(直通) / FAX: 03 - 5388 - 1464

E-mail: S0000480@section.metro.tokyo.jp

【提出期限:平成25年5月24日午後5時まで】

平成 年 月 日

応 募 申 請 書

東京都知事 猪瀬 直樹 殿

印

「政策特別融資企画提案要領」に基づき、自らが取扱金融機関として融資を行う「政策特別融資」の融資スキームを企画提案します。

《 提案者概要 》

所在地	₸		
URL			
電 話 FAX E-mail		(連絡先) 部署・担当者	